

年末の

令和6年
12月1日(日)～31日(火)

交通事故 防止運動

★ 運動の重点 ★

自転車等の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

反射材 光って気づいて 事故防止

飲酒運転の根絶

飲みません 今日は私が ハンドルキーパー

★ スローガン ★



大阪府交通対策協議会
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

＼携帯電話のご利用マナーにご協力をお願いします。／
大阪府交通対策協議会 YouTube チャンネル▶

大阪 交通対策 チャンネル

検索



例年12月は 交通事故が多発!

しっかりとルールを守って交通事故を防止しましょう!

★ 運動の重点 ★



自転車等の交通ルール遵守の徹底 及びヘルメット着用の推進

◆自転車に乗るときは

- 万一の事故に備え、大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は「くるま」の仲間です。原則車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- 信号や一時停止を守り、運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。

◆特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転するときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。
- 車道の左側端に寄って通行し、右折時は必ず二段階右折をしましょう。
- 信号無視、一時不停止、運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り等は禁止です。絶対にやめましょう。



夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

◆歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の衣服やリフレクターウェアを着用し、反射材用品等を活用しましょう。
- 信号等の交通ルールを守り、道路を渡るときは横断歩道を利用しましょう。

◆運転者は

- ドライバーや自転車利用者は、早めにライトを点灯しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図(ハンドサイン)をし、歩行者優先を徹底しましょう。



飲酒運転の根絶

- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め、車両の飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。
- 車両を運転する可能性のある人に、お酒を提供してはいけません。
- お酒を飲んだ人に、車両を提供してはいけません。
- 飲酒運転の車両に、同乗してはいけません。

やめよう! 「ながらスマホ」 「飲酒運転」
自転車の

自転車の「ながらスマホの禁止」が道路交通法に直接規定されて罰則が強化されたほか、自転車の酒気帯び運転やその幫助行為(車両提供罪・車両同乗罪・酒類提供罪)に対して新たに罰則が設けられました。

道路交通法改正
～令和6年11月1日施行～



12月は大阪府献血推進月間です!

冬季は献血のご協力が減少します。皆さまの積極的なご協力をお願いします。

大阪府赤十字血液センター
ホームページはコチラ! ➡

